

令和7年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年3月31日

| | | | | |
|---------|---|---|---|-----|
| 徳島市監査委員 | 笠 | 井 | 寿 | 範 |
| 同 | 藤 | 原 | | 晃 |
| 同 | 須 | 見 | 矩 | 明 |
| 同 | 藤 | 田 | | 真由美 |

経政発第509号
令和8年3月10日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

令和7年度定期監査結果（令和8年2月2日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

経済部 経済政策課

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が適正でないものがあつた。(収入事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・旧徳島市立木工会館敷地及びガバナ室使用料 許可期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで・旧徳島市立木工会館敷地内（本柱2本・支柱2本）使用料 許可期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで <p>令和7年度の使用料について、納入期限が令和7年5月9日と設定されていたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度内において使用の開始後1月以内に徴収するべきである。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>行政財産の目的外使用料について、行政財産の使用期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度内において使用の開始後1月以内を納入の期限とするべきところ、期限の設定が適正でなかった原因は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に関する認識が十分でなかったことによるものです。</p> <p>今回の指摘事項及び措置状況を課内で共有するとともに、今後は、納入期限の設定に係る適切な事務処理について確認するよう課内で周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

経済部 経済政策課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>2 個人番号が利用できる事務に該当しないが、個人番号が記載された書類を保管しているものがあった。(支出事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・徳島市創業促進事業補助金・徳島市中心市街地出店支援事業費補助金 <p>個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第15条及び第20条により、その利用範囲や収集・保管が制限されている。</p> <p>本件の補助金交付申請に係る事務については、個人番号が利用できる事務に該当しないが、関係書類として提出された住民票や「個人事業の開業届出書」に個人番号が記載されたまま保管されていた。</p> <p>個人番号の利用について、法令等を遵守した事務を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>個人番号が利用できる事務に該当しないが、関係書類として提出された住民票や「個人事業の開業届出書」に個人番号が記載されたまま保管されていた原因は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関する認識が十分でなかったことによるものです。</p> <p>このたびの指摘後、当該文書については、直ちに個人番号が記載された書類について、個人番号部分をマスキングし是正いたしました。</p> <p>今回の指摘事項及び措置状況を課内で共有するとともに、今後は、当該事務において、個人番号が記載された書類を収集しない又は個人番号部分をマスキングするなど適切に取り扱うよう課内で周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

経済部 経済政策課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>3 決裁権者が適正でないものがあった。(支出事務)</p> <p>本件の補助金については、事務決裁規程別表第2の3の(1)歳出予算の執行に規定する負担金、補助及び交付金の「裁量の余地のないもの」に該当しないため、決裁権者に誤りがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・徳島市中心市街地出店支援事業費補助金 9件 1件30万円を超え50万円以下の支出であり、決裁権者を「部長」とすべきところ、「課長」となっていた。また、決裁権者の誤りにより、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に規定する会計管理者への協議もできていなかった。・徳島市創業促進事業補助金 13件 1件20万円を超え30万円以下の支出であり、決裁権者は「副部長」とすべきところ、「課長」となっていた。 <p>各補助金については、事務決裁規程及び予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>決裁権者が適正でなかった原因は、決裁の過程において、根拠法令の解釈についての錯誤があったことによるものです。</p> <p>このたびの指摘後、本来の決裁権者の決裁を受けました(決裁権者が「部長」のものは会計管理者への協議も完了しました)。</p> <p>今回の指摘事項及び措置状況を課内で共有するとともに、今後は、適切な事務処理について確認するよう課内で周知徹底を図り、起案時及び承認時における決裁権者の確認を十分に行うなどの再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

経済部 経済政策課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>4 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。(契約事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・徳島ファミリー・サポート・センター事業委託 <p>契約金額：21,800,000 円</p> <p>支出負担行為書の決裁権者を部長としているが、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に規定する会計管理者との協議ができていなかった。</p> <p>予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>支出負担行為書において、部長決裁であるにもかかわらず、会計管理者との協議が行われていなかった原因は、予算の編成及び執行に関する規則についての認識不足、確認不足から生じたものです。</p> <p>今後は、規則に基づいた適正な事務処理を行うため、今回の指摘事項について職員全員に課内で文書を回覧するとともに、起案時並びに文書主任及び決裁権者の承認時における確認を徹底することにより、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

経済部 にぎわい交流課

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>6 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が適正でないものがあつた。(収入事務)</p> <p>ロープウェイ山頂駅の自動販売機 6 台の設置</p> <ul style="list-style-type: none">・自動販売機 5 台 許可期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで 許可日：令和 7 年 3 月 2 5 日 納入期限が 7 月 3 1 日と設定されていたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第 4 条第 1 項ただし書により、年度の初日前に許可した場合の使用料の納入期限は、使用の開始後 1 月以内とすべきである。・自動販売機 1 台 許可期間：令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで 許可日：令和 7 年 7 月 2 2 日 納入期限が 9 月 3 0 日と設定されていたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第 4 条第 1 項本文により、使用期間と同一年度内の許可につき、使用料は前納とすべきである。 |
| <p>措置状況</p> | <p>行政財産の目的外使用料徴収について、使用料を前納とすべきであるとともに、行政財産の使用に係る年度の初日前に使用を許可したときは、使用開始後 1 月以内を納入の期限とするべきところ、納入期限の設定を誤った原因は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に関する認識が十分でなかったことによるものです。</p> <p>今後、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき適正に処理を行うために、事務手順を整理し職員間で確認を行います。</p> <p>また、担当者の交代等があつた場合にも確実に事務の引継ぎを行うことにより、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

経済部 にぎわい交流課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>7 決裁権者が適正でないものがあった。(支出事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・眉山山頂「LED眉華鏡」LEDビジョン関連機器取替修繕(2号随契) 契約金額 7,573,500円・阿波おどり会館中央監視装置更新修繕(2号随契) 契約金額 9,680,000円 <p>予定価格300万円を超える修繕料であるため、事務決裁規程別表第2の3の(1)歳出予算の執行に基づき、予算執行伺書の決裁権者は部長とすべきところ、課長決裁となっていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>事務決裁規程で定める決裁権者について、その都度、確認せず、課長決裁であった過去の同種事案を参考として起案、決裁したもので、決裁権者についての認識不足、確認不足から生じたものです。指摘後速やかに本来の決裁権者である部長の決裁を受け、完了しました。</p> <p>今回の指摘事項について、課内で文書回覧して職員全員に周知するとともに、起案時並びに文書主任及び決裁権者の承認時における確認を徹底することにより、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

経済部 にぎわい交流課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>8 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。(支出事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・「LOCAL JAPAN 展」出展負担金 (800,000 円、副市長決裁)・日本観光振興協会会費 (324,000 円、部長決裁) <p>負担金の支出負担行為書について決裁権者を部長以上としているが、予算の編成及び執行に関する規則第 20 条第 4 項に規定する会計管理者への協議ができていなかった。</p> <p>予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>支出負担行為書において、部長決裁であるにもかかわらず、会計管理者との協議が行われていなかった原因は、予算の編成及び執行に関する規則についての認識不足、確認不足から生じたものです。</p> <p>今後は、規則に基づいた適正な事務処理を行うため、今回の指摘事項について職員全員に課内で文書を回覧するとともに、起案時並びに文書主任及び決裁権者の承認時における確認を徹底することにより、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

経済部 にぎわい交流課

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>9 決裁書に支払方法の根拠法令が記載されていないものがあった。(支出事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・吉野川フェスティバル花火大会に対する助成・ひょうたん島周遊船運行事業に対する助成・はな・はる・フェスタ開催に対する助成 <p>補助金の決裁書に前金払や概算払とする根拠法令の記載がなかった。</p> <p>平成30年度の監査において、口頭により改善を求めていたところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>前回までの監査において、決裁書に根拠法令の記載すべき指摘を受けたにもかかわらず、記載できていなかった原因は、文書主任及び決裁権者による承認時における確認が徹底できていなかったことによるものです。</p> <p>今回の指摘を受けて、課内で文書回覧して職員全員に周知するとともに、起案時並びに文書主任及び決裁権者の承認時における確認を再徹底することにより、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

経済部 にぎわい交流課

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>10 無体財産権の異動報告が適正になされていないものがあった。(財産管理)</p> <p>トクシィ標準文字及びトクシィイラストについて、商標権の存続期間10年が満了する前に更新登録申請がされていたものの、公有財産規則第50条第1項に規定する本市の公有財産の異動報告が行われていなかった。</p> <p>公有財産規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>無体財産権である、標準文字及びイラストの商標権の更新時(令和4年度)に公有財産の異動報告ができていなかった原因は、公有財産規則について認識が十分でなかったことによるものです。指摘後速やかに財産管理活用課長に公有財産の異動報告を行いました。</p> <p>今後、公有財産規則に基づき適正に処理を行うために、職員間で確認を行い、担当者の交代等があった場合にも確実に事務の引継ぎを行うことにより、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

経済部 農林水産課

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>11 普通財産の貸付契約書において、遅延利息の利率に関する規定が適正でないものがあった。(財産管理)</p> <ul style="list-style-type: none">・徳島市有地賃貸借契約・市有林賃貸借契約 <p>契約書の第5条に定める遅延利息の利率が「年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」となっており、現行の「公有財産規則第28条第1項及び附則第4項に定める割合」に適合していなかった。</p> <p>公有財産規則に従い、適正な規定とすべきである。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>指摘内容を踏まえ、指摘以降に締結した普通財産の貸付契約書の遅延利息に関する条文を、公有財産規則に基づく適正な表現に改めました。</p> <p>また、誤りの原因は、規則改正の確認が不十分であったこと及び契約書の条文改正が適切に行われていなかったことによるものです。</p> <p>今後は、条例及び規則の改正状況を定期的に確認すると共に、内部点検を徹底し、適切な処理を行い、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

経済部 耕地課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>12 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が適正でないものがあつた。(収入事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・小松排水機場内の支線 1 本 <p>許可期間：令和 7 年 8 月 8 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>許可日：令和 7 年 8 月 8 日</p> <p>使用料は前納が原則であるところ、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第 4 条第 1 項ただし書により、行政財産の使用期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度内において使用の開始後 1 月以内に徴収するものと定められているが、納入期限は令和 7 年 9 月 3 0 日とされていた。</p> <p>行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>今回の指摘事項は行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例の解釈についての認識不足があつたことから生じたものです。</p> <p>今回の指摘事項を課内で共有するとともに、今後は納入期限を確認できるよう決裁書類に根拠法令である行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第 4 条第 1 項本文及びただし書きを添付し、再発防止に努めます。</p> |